

イベント等食品提供届：オンライン手続きの流れ（概要）

Step 1 オンライン手続きの期間内であることを確認する

- イベント等の開始日は10日以上先（届出可能期間は、開始日の10日前まで）
※開始日まで10日を満たない場合は、開催地を所管する[保健所](#)に直接相談する

Step 2 届出の対象（1または2）に該当することを確認する

- 1. 無償で食品を提供する場合（ふるまい等）
- 2. 学校の文化祭、自治会の祭等において、主催団体の構成員等が調理を行い、材料費程度の金額を徴収して、団体関係者に限り食品を提供する場合

Step 3 開催地は対象地域に該当することを確認する

- 三重県内（四日市市を除く）
※四日市市内の場合は、[四日市市保健所](#)に届出する

Step 4 届出に必要なデータを準備する

- 会場平面図および小間配置図
- 出店者一覧表 ※出店者が複数いる場合のみ
- 参考資料（チラシ、リーフレット等） ※資料がある場合のみ

Step 5 「三重県電子申請・届出システム」に入力する



- ▶ 「[イベントで飲食物を提供したい](#)」のウェブサイトを開き、「オンライン手続きの入り口」からフォームにアクセスする
- ▶ フォームへの届出内容の登録が完了すると【仮受付通知】のメールが届く
- ▶ 届出内容に不備等がある場合は、届出先の保健所から確認の連絡がくる
- ▶ 届出内容の確認が終わると、【受付完了通知】のメールが届く

Step 6 受付された届出書をシステムからダウンロードする

Step 7 届出書を印刷し、イベント等の当日に持参する

問合せ先：イベント等の開催地を管轄する[保健所](#)（衛生指導課）

